

I 平成 30 年標本改正の概要

1 基本的な方針

平成30年標本改正では、母集団情報を直近の平成27年国勢調査に基づいたものとする。また、基本的な標本設計については以下のとおりとし、平成25年標本改正から変更しない。

(1) 「二人以上の世帯」における調査世帯の選定は、市町村を地方、都市階級、産業的特色、世帯主の年齢構成などにより層化して抽出した後、単位区、世帯を抽出する層化3段抽出法を用いる。

ア 全国の層数及び調査世帯数は、以下のとおりとし、各層から1市町村を抽出する。

○ 層数：168

○ 調査世帯数：8,076

イ 市別公表などを考慮して都道府県庁所在市及び大都市（都道府県庁所在市以外の政令指定都市）のそれぞれを1層とする。

また、都市階級別にみた調査世帯数は原則として次のとおりとする。

(都市階級)	(調査世帯数)
都道府県庁所在市	96以上
大都市（都道府県庁所在市以外の政令指定都市）	96
中都市（大都市を除く人口15万以上の市）	36
小都市A（人口5万以上15万未満の市）	24 ^{注1)}
小都市B（人口5万未満の市）・町村	12

注1) 沖縄県の一部の調査市は調査世帯数を12とする。

(2) 「単身世帯」における調査世帯は、実査上の対応により、「二人以上の世帯」を抽出する調査単位区（以下「一般単位区」という。）から抽出する。また、この一般単位区に加え、寮・寄宿舎を別途抽出するための寮・寄宿舎単位区^{注2)}を設け、調査世帯を抽出する。調査世帯数は一般単位区が673世帯、寮・寄宿舎単位区が72世帯の計745世帯とする。

注2) 20人以上が居住する寮・寄宿舎（寮・寄宿舎ごとに1単位区）

2 「二人以上の世帯」の抽出における平成 30 年標本改正の詳細

(1) 地方、都市階級区分別の層数及び調査世帯数

地方、都市階級別の層（調査市町村数）数及び調査世帯数については、地方・都市階級別の二人以上の世帯数に大きな増減がないことにより、平成25年標本改正から変更しない。

表 1 都道府県庁所在市・都市階級別配分世帯数、層数及び調査世帯数

都市階級 (配分世帯数)注)	層数	調査世帯数
都道府県庁所在市 (96)	47	4,992
大都市 (96)	5	480
中都市 (36)	29	1,044
小都市 A (24)	45	1,056
小都市 B・町村 (12)	42	504
計	168	8,076

注) () 内の配分世帯数は標準的な数を示したものである

(2) 層化及び調査市町村の抽出

全国及び地方別の調査結果の接続性及び実査に支障が生じないよう、各層から市町村を抽出する際には、各都道府県に割り当てる調査市町村数及び調査世帯数の変動が、平成25年標本改正時の数に比べて最小限にとどめるよう配慮した。各層に含まれる市町村を巻末の別表 1 に示す。

なお、調査市町村の変更及び算出された調整係数は以下のとおりである。

① 調査市町村の変更

人口の増減により都市階級の変更があった調査市町村の交替を行った。また、小都市 B・町村においても、あらかじめ定めていた調査年数に達した調査市町村について交替を行った。具体的には、平成29年12月で調査を終了及び平成30年1月から新たに調査を開始するのはそれぞれ19市町村である(表 2)。

なお、宮城県石巻市については、都市階級の変更に伴い、調査世帯数を従来の36世帯から24世帯に削減して調査を継続する。

表2 平成30年家計調査標本改正 調査市町村の変更一覧

地 方	平成29年12月で調査を終了する市町村			平成30年1月から調査を開始する市町村		
	都道府県名	市町村名	都市階級 注)	都道府県名	市町村名	都市階級
東 北	02青森県	208むつ市	小都市A	02青森県	203八戸市	中都市
		408東北町	小都市B・町村			
	05秋田県	207湯沢市	小都市A	05秋田県	204大館市	小都市A
	03岩手県	208遠野市	小都市B・町村	03岩手県	207久慈市	小都市B・町村
	04宮城県	—	—	04宮城県	323柴田町	小都市B・町村
		206白石市	小都市B・町村		445加美町	小都市B・町村
	07福島県	211田村市	小都市B・町村	07福島県	483塙町	小都市B・町村
関 東	09栃木県	202足利市	中都市	09栃木県	208小山市	中都市
	19山梨県	212上野原市	小都市B・町村	19山梨県	430富士河口湖町	小都市B・町村
北 陸	16富山県	204魚津市	小都市B・町村	16富山県	206滑川市	小都市B・町村
	17石川県	211能美市	小都市B・町村	17石川県	204輪島市	小都市B・町村
東 海	21岐阜県	217飛騨市	小都市B・町村	21岐阜県	361垂井町	小都市B・町村
近 畿	25滋賀県	210野洲市	小都市B・町村	25滋賀県	383日野町	小都市B・町村
中 国	33岡山県	423早島町	小都市B・町村	33岡山県	209高梁市	小都市B・町村
四 国	38愛媛県	204八幡浜市	小都市B・町村	38愛媛県	214西予市	小都市B・町村
九 州	46鹿児島県	216日置市	小都市A	46鹿児島県	215薩摩川内市	小都市A
		217曾於市	小都市B・町村		221志布志市	小都市B・町村
	42長崎県	207平戸市	小都市B・町村	42長崎県	308時津町	小都市B・町村
	43熊本県	468氷川町	小都市B・町村	43熊本県	368長洲町	小都市B・町村
	45宮崎県	205小林市	小都市B・町村	45宮崎県	404木城町	小都市B・町村
計	19			19		

注) 平成29年12月までの都市階級区分

② 調整係数

ア 調整係数の決定

調査結果の推定に用いる調整係数は、これまでと同様に、各層における調査世帯の抽出率の逆数に、最も調査世帯の抽出率が高い層の抽出率を乗じた値としている。平成30年標本改正において最も抽出率が高く、調整係数の基準となる層は那覇市※であり、25年標本改正時から変更はない。

※平成30年標本改正時の抽出率は168/83746、平成25年標本改正時の抽出率は168/83326

イ 調整係数の幅

平成30年標本改正に伴う二人以上の世帯の調整係数の幅を表3に示す。平成25年標本改正時よりも調整係数の最大値がやや小さくなり（32.6→31.8）、調整係数の幅はやや縮小した。各層の調整係数については、巻末の別表2に示す。

表3 二人以上の世帯の調整係数の幅

	平成25年標本改正		平成30年標本改正
全 国	1.0 ～ 32.6	→	1.0 ～ 31.8
都道府県庁所在市、大都市	1.0 ～ 14.6	→	1.0 ～ 14.6
中都市	2.7 ～ 20.6	→	2.6 ～ 20.8
小都市A	2.5 ～ 28.2	→	2.4 ～ 29.1
小都市B・町村	3.2 ～ 32.6	→	3.1 ～ 31.8

(3) 調査単位区

調査単位区は、1年間調査した後交替するが、全国で同時に行わず、12の組に分けて1か月ごとに1/12ずつ行うため、調査市町村に変更があり、調査世帯数に変更がない場合、変更後の調査市町村の調査単位区の交替月は、変更前の調査市町村の調査単位区の交替月を引き継ぐこととする。

なお、新たな調査市町村となった宮城県柴田町の調査単位区の交替月は、宮城県石巻市の調査世帯数削減に伴い調査を終了することとなった調査単位区の交替月を引き継ぐ。

(4) 調査世帯の抽出

各調査単位区における調査世帯の抽出に当たっては、その調査単位区内の「勤労者世帯」、「無職世帯」及び「勤労・無職以外の世帯」の3つの世帯区分の世帯数に比例して、抽出する世帯数を配分する。

なお、平成29年までの抽出では、「農林漁家世帯」、「非農林漁家世帯の勤労者世帯」及び「非農林漁家世帯の勤労者以外の世帯」の3つの世帯区分の世帯数に比例して世帯数を配分していた。